

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和8年4月27日（月） 開会 15時00分 閉会 16時55分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長 川人 泰博
4 出席者	<農業委員> 1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 19番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 18番委員 政岡 茂 <農地利用最適化推進委員> 14番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	（全体議案） 付議案件 第1号議案 令和8年度業務推進の基本方針について 第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について 報告事項 1. 令和8年度予算について 2. 令和7年度決算見込について 3. 令和7年度主要業務の概要説明 協議事項 令和8年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について （農地関係議案） 付議案件 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第6号議案 非農地証明願の審議について 第7号議案 非農地通知の審議について

	第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第9号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 第10号議案 買受適格証明願（耕作目的）の審議について 報告事項 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 6. 農地法第18条第6項の処理について 7. 農地改良届について 8. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について 9. 農地であることの証明について
--	---

(開会 15時)

事務局 お待たせいたしました。それでは最初に、総会開催に先立ちまして、徳島市農業委員会憲章を朗読いたします。お手元の総会議案書をめくっていただきまして最初のページを御覧ください。左に1という数字が並んでおりますが、私がひとつといいましたら、その後本文を御唱和ください。

全委員 (農業委員会憲章を唱和)

事務局 御唱和ありがとうございました。只今から、令和8年度徳島市農業委員会4月定例総会を開会いたします。開会に当たりまして、川人会長から御挨拶を申し上げます。

川人会長 【会長あいさつ】

事務局 ありがとうございました。本日は来賓として、遠藤市長に御臨席いただいております。それでは、御祝辞をいただきたいと存じます。よろしく、お願いいたします。

市長 【祝辞】

事務局 ありがとうございました。遠藤市長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、御臨席をいただき誠にありがとうございました。それでは、前の席を少し移動させていただきますので、今しばらくお待ちくださいませ。

それでは、再開します。本日の議長は川人会長が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から令和8年4月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号18番政岡茂委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号19番市岡沙織委員と、議席番号7番宮崎学委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、ここで事務局の職員紹介をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局の説明(議案書11ページ)】

議長 ありがとうございました。それでは、議事に移ります。本日の案件は、先に通知いたしましたとおり、新年度最初の総会ということでございまして、第1号議案は令和8年度業務推進の基本方針についてであります。この第1号議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 第1号議案令和8年度「業務推進の基本方針」について御説明いたします。

【説明(議案書1～6ページ)】

御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

議長 この案件について、御質疑がありましたら、御発言を願います。

それでは、採決をいたします。第1号議案の令和8年度業務推進の基本方針について原案どおり、決定してよろしいか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということでございますので、本案件につきましては原案のとおり 決定いたします。続きまして、第2号議案地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第2号議案と書いてある資料を御覧ください。第2号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外及び編入で、令和7年12月、令和8年2月、3月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧（令和7年12月、令和8年2月、3月分）のとおりで、国府・八万・応神・川内・南井上地区について地域計画からの除外、勝占地区について地域計画への編入の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の増減を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、4月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年5月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外、編入について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第2号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については、案に異議なしとして承認することに決定いたしました。次に、報告事項に移ります。(1)令和8年度予算について、(2)令和7年度決算見込について、(3)令和7年度主要業務の概要説明の3件については、関連事項でございますので、まとめて事務局から説明します。

事務局 報告事項を御説明いたします。

【説明（議案書7～11ページ）】

以上のとおり、報告事項の説明を終わります。

議長 只今の予算等の報告について、御意見等はございませんか。
それでは特にないようですので、続いて協議事項に移ります。令和8年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の協議事項の資料を御覧ください。令和8年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標案について、説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化の推進が必須業務とされております。

国は、この最適化活動を推進するため、農業委員会全体の目標と、担当区域ごとの目標を設定するよう求めています。このうち、農業委員会の目標については、令和8年3月総会において決定いただいておりますので、本日は、委員の担当区域ごとの各目標を決定いただくものです。具体的な目標は2ページに掲載しておりますが、1ページでその概要を説明いたします。

設定する目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの活動に係るものです。まず、農地の集積にかかる目標は、認定農業者・認定新規就農者等の担い手への新規集積面積について、農業委員会全体の令和8年度の目標値261haを、各区域の市街化調整区域面積の全体に占める割合で按分したものとしております。なお、委員会全体の261haはBの説明にありますように、県の基本方針における、本市の目標集積率を基に算出したものです。

遊休農地の解消にかかる目標は各区域の緑区分草刈り程度で耕作が可能となる遊休農地の解消目標です。解消面積については、令和3年度の利用状況調査における、各区域の遊休農地の5分の1の面積としております。この5分の1というのは、令和4年度から5年間で解消するという国から示されたものとなります。

また、前年度新規発生分の解消面積については、各区域で前年度の利用状況調査において新規発生した遊休農地の面積となっております。こちらにつきましては、令和8年度内に全て解消することを目標としてまいります。

新規参入の促進に係る目標は、新規参入者への貸付等に農地所有者の同意を得た上で公表する面積のことで、令和5年度～7年度の権利移動面積の平均の1割としております。1割についても、国から示されたものです。説明は以上でございます。

議長 只今の報告について、御質問、御意見等はございませんか。

特にないようですので、引き続き、農地関係議案に移りますが、準備等がございますのでしばらくお待ちください。

(再開 15時55分)

議長 それでは、総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。それでは、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせて

いただきます。

1 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後4 3 aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1 2 aに至り、譲受人は対象地において、しいたけの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

3 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を小作権との交換により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後4.7 aに至り、譲受人は対象地において、なすびときゅうりの栽培を行うとのことです。

4 番は、譲渡人から譲受人へ、農地2 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1 3 aに至り、譲受人は対象地において、レモンとすだちの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、沖洲地区で新規就農面談を行いました。

5 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1 3 aに至り、譲受人は対象地において、レモンとすだちの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、沖洲地区で新規就農面談を行いました。

6 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後2 1 aに至り、譲受人は対象地において、レモンとすだちの栽培を行うとのことです。

7 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9 8 aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1 1 7 aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

9 番は、譲渡人から譲受人へ、農地2 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9.2 aに至り、譲受人は対象地において、大根や白菜等、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

1 0 番と1 1 番は、譲受人が同一のため併せて説明します。譲渡人から譲受人へ、農地2 筆を1 0 番が共有物分割による交換、1 1 番が共有物分割により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後8.5 aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

1 2 番は、譲渡人から譲受人へ、農地2 筆を共有物分割により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後3 5 aに至り、譲受人は対象地において、じゃがいもやタマネギ等、野菜の栽培を行うとのことです。

1 3 番は、譲渡人から譲受人へ、農地1 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後6.8 aに至り、譲受人は対象地において、すだちの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、沖洲地区で新規就農面談を行いました。

1 4 番と1 5 番は、譲受人が同一のため併せて説明します。譲渡人から譲受人へ、農地6 筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1 3 7 aに至り、譲受人は対象地において、さつまいもの栽培を行うとのことです。

16番の借人は、農地所有適格法人以外の法人であるため、例外的な取扱いとなっております。許可要件は、農地を適正に利用していない場合に賃貸借等の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。法人の場合、業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。となっており、この要件を満たしていることを確認しております。

16番は貸人から借人へ、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。契約期間は許可日から3年間です。借人の耕作面積は、許可後17aに至り、借人は対象地において、カリフラワーの栽培を行うとのことです。なお、借人は新規就農者であるため、南井上地区で新規就農面談を行いました。

17番は、貸人と借人との間で、営農型太陽光発電設備のために、区分地上権を設定しようとするものです。設定期間は許可日から3年間です。なお、同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。許可日も5条許可と同日になります。また、営農型太陽光発電設備については、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の7番案件で詳しく御説明させていただきます。

第3号議案は全17件で、対象地は、田8,660.59㎡、畑11,478㎡、合計20,138.59㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、4番・5番案件の新規就農面談に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推進委員 今月15日の9時から、4番と5番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名、譲受人側3名、事務局2名の7名です。4番と5番で譲受人が違いますが、2人で新たに会社を立ち上げ、農業を行うための農地を探していたところ、譲渡人の所有する農地の売買交渉がまとまったため、今回の申請に至ったとのことです。5番の譲受人は、市外で椎茸栽培の事業を行っており、また、有識者の指導を受けながら栽培を行うとのことで、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、レモンとすだちの栽培を行うとのことです。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、沖洲地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして13番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月17日の9時30分から、13番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、石田委員と植田委員、私の委員3名、譲受人側1名、事務局2名の6名です。譲渡人は県外に在住しており、農地を管理することが難しかったが、農地の売買交渉がまとまり、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、市外でにんじんの栽培経験があり、また、農家の知人がいることから、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、すだちの栽培を行うとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして16番案件の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 先月12日の10時から、16番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私の委員1名、譲受人側1名、事務局2名の4名です。

譲受人は、営農型太陽光発電事業を行うにあたり、耕作についても、法人で行いたいと思い、今回の申請に至ったとのこと。譲受人は、JAに指導を受けながら、カリフラワーを栽培するため、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、カリフラワーの栽培をしていきたいとのこと。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

谷川委員 新規そのものというわけではないのですが、新規の中で新規就農というところに丸がついていますが、新規就農というのは、新規就農の書類を提出してから何年間この欄に新規就農として丸が入るのですか。例えば2番案件の方で言えば農業歴が20年となっていますが、いつ新規就農されていまでも新規就農に丸が入るのかお聞きしたいのですが。

事務局 いままで農業経験があったとしても、自身で農地を持っていない場合は、新規就農に丸を付けていますので、2番案件の方は、農業経験はあるのですが、自身で農地を取得するのは今回が初めてということで新規に丸をつけています。

谷川委員 来年、この方が農地を取得しようとしたら、新規就農にはならないのですね。

事務局 新規就農とはならないですが、もし、初めて農地を取得して半年以内であれば、新規扱いになる可能性はあります。

議長 他にございませんか。それでは、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、1番から16番案件を許可し、17番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番から16番案件を許可し、17番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を農家住宅に転用するものです。

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。第4号議案は、全1件で地目は、田のみ376㎡です。転用目的は、住宅用地となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長　　事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員　　異議なし

議長　　異議がないということですので、第4号議案は、本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土工工事業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が庭園・敷地の拡張に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、不動産事業を営んでいる譲受人が建築業を営んでいる会社に貸し付ける、露天貸駐車場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が庭園・敷地の拡張に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。系統用蓄電池事業を営んでいる譲受人が、所有権を移転し、蓄電池設置施設に転用するものです。造成・設置については、蓄電池を5基、パワーコンディショナー10基を2連で合計20基、受変電設備を設置し、敷地全体は、砕石で整地し、設備部分はコンクリートで50cmか基礎を立ち上げる予定です。雨水は、敷地内で地下浸透により処理する予定です。また、安全性を考慮し敷地境界にフェンスを設けます。計画によると、この蓄電システムは、各種国際的安全規格に準拠した製品を採用し、熱暴走・発火等のリスクを最小限に抑える安全対策を講じており、万が一事故が起きた場合には、周辺農地及び住民への被害を防ぐため、火災検知・通報システム、自動遮断装置の設置を行うとともに、地域消防機関との連携体制も構築するとのことです。本申請について、事前に建築指導課・消防局予防課・環境保全課・都市建設政策課とは協議済みで、建築指導課について

は、許可申請の基準に該当するものではなく、消防局予防課についても、設置届出のみでよいとのことであり、届出は後日提出予定とのこと。また、環境保全課に必要な届出は提出済みです。この点については事務局も担当課に確認しております。

7番の申請地は、営農型太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、集団農地かつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するものではありません。使用貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。借人は、平成26年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、3回目の更新の申請となります。営農する農作物は、カリフラワーです。地域で多く栽培されており、元農業大学校教授から指導を受けながら営農型太陽光発電施設の下で栽培を行っている実績があります。農作業は、転用者である、LLP法人が営農を行う予定で、労働力や農業機械も確保しているとのこと。LLP法人とは、有限責任事業組合で、複数人で事業を行う法人です。また、今回は別法人で行っていましたが、事業承継をして今回の転用者に変更しています。令和6年まで、ウレイを栽培していましたが、近年の消費動向や、気候変動の影響で、収量が平均単収の10%程度と低調であったため、令和7年からカリフラワーに変更しています。また、昨年の営農実績としては、カリフラワーは、80%の収量を確保しており、収穫量、品質ともに、問題ないとのこと。以上のように改善を行い、また下部の農地で営農の適切な継続が見込まれる旨の意見書の提出もあります。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、障害者福祉事業を営んでいる譲受人が社会福祉施設（障害者グループホーム）に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、6番、農地区分が甲種農地である7番案件については地区審査を実施しました。第5号議案は全8件で、地目は、田3,744.65㎡、畑485㎡、合計4,229.65㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地268㎡、駐車場・資材置場2,233.80㎡、その他施設用地1,727.85㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の奥田推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

奥田推進委員 今月14日の13時30分から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と川人会長の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、上八万町上中筋にあり、第2種農地に区分されとのこと。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、東側道路の高さまで山土・碎石で盛土します。排水については、新たな生活雑排水もなく、原則、雨水は、敷地内浸透にて処理するとのこと。上八万土地改良区、元井水利組合に確認をし、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の近藤推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

近藤推進委員 今月14日の14時30分から、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と鎌田委員の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町敷地字西ノ窪にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が蓄電池設置施設に転用しようとするものです。土地の造成については、南側道路の高さまで碎石で整地し、設備部分は、コンクリートで舗装します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです、管轄する土地改良区がないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、南井上地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 先月12日の10時から、7番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は私と近藤推進委員、事務局2名と転用者側3名の合計7名です。

申請地は、国府町花園にあり、甲種農地に区分されるとのことです。申請人は、平成25年から営農型太陽光発電施設を設置し、下部の農地でカリフラワーを栽培しています。昨年の収量は平均単収の80%を超えており、品質も問題ないとのこと。また、令和6年までウレイを栽培していましたが、近年の消費動向や気候変動の影響により、収量が平均単収の10%程度と低調であったため、令和7年からカリフラワーに変更しています。農協に出荷及びすきとく市で販売しており、販売精算書も提出されています。今後は収穫の回数を増やし、さらに収量の増加も見込めるとのことです。

結論として今回の転用許可申請については、下部の農地で適切な営農の継続が見込まれるため、南井上地区の委員は一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番、8番を許可し、7番を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は、1番から6番、8番を許可し、7番を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。なお、第3号議案、3条許可の17番案件は、5条許可の結果に合わせることに決定しておりますので、県からの諮問の結果に合わせて許可の決定をすることになります。続きまして、第6号議案、非農

地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成16年以前から住宅の一部として利用されているとのことです。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成16年以前から倉庫として利用されているとのことです。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月10日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第6号議案は全2件で、対象地は、田9.91㎡、畑566㎡、合計575.91㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地証明願について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第7号議案は、全1件で、対象地はその他のみ、198㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地通知について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の

審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書9ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は9筆、16,506㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第8号議案は以上1件で、対象地は田10,262㎡、畑6,244㎡、計16,506㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第9号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第9号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書10ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

今月は、賃貸借権が8件、使用貸借権が6件の合計14件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、勝占地区3筆・1件、2番と3番が、上八万地区2筆・2件、4番が、不動地区4筆・1件、5番から7番が、応神地区4筆・3件、8番が、川内地区3筆・1件、9番が、国府地区2筆・1件、10番から12番が、南井上地区6筆・3件、13番と14番が、北井上地区3筆・2件となっております。権利設定については以上で、田6筆9,397㎡、畑21筆19,018㎡の合計27筆28,415㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案は全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第10号議案、買受適格証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第10号議案、買受適格証明願（耕作目的）の審議について、御説明いたします。議案書13ページを御覧ください。

1番から4番は、いずれも差押による競売に付された対象地の取得を希望しているものであります。競売に参加する際には、農地法の許可を受けられない者が落札することを防ぐため、農業委員会から買受適格証明の交付を受けることとされております。4件とも耕作目的での取得となりますので、3条の許可基準に基づいて証明の可否を御審議いただくものです。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っており、また、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

1番から4番案件は、同一人からの申請であり、申請人の耕作面積は、取得後244aに至り、対象地において水稻の栽培を行うとのこととです。

第10号議案は4件で、対象地は田のみ18,405㎡です。また、集計表の右に記載しておりますように、この案件に係る買受適格証明願の交付を承認した場合において、その交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、会長が当該証明願の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をするものとするにつきましても、あわせて御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する令和8年6月10日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分御留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第10号議案の買受適格証明願については、全案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可することについて異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第10号議案については全案件に買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となった者から、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可するものとします。続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書14ページと15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得6件を受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件を交付しました。

議案書17ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。8件を交付しました。

議案書18ページを御覧ください。4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による

市街化区域内の農地転用の届出についてです。7件を受理しました。

議案書19ページと20ページを御覧ください。5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件を受理しました。

議案書21ページと22ページを御覧ください。6番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件を受理しました。

議案書23ページを御覧ください。7番は、農地改良届についてです。1件を受理しました。

議案書24ページを御覧ください。8番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件を受理しました。

議案書25ページを御覧ください。9番は、農地であることの証明についてです。1件を受理しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、最後になりましたが、一つ申し上げておきたいことがございます。お手元に農業委員会の法令順守の申し合わせ決議の資料をお配りしております。年に1度、皆様に注意喚起をしております。お一人お一人が特別職の地方公務員であることを自覚して、綱紀保持に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和8年4月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は5月25日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。